

※この用紙は、お子さまが新型コロナウイルス感染症に罹患された時に、提出していただくものです。

新型コロナウイルス感染症欠席報告書

年 組 番 生徒氏名

発症した日 (発熱などの症状がみられた日)	令和 年 月 日
医療機関受診日	令和 年 月 日
陽性判明日	令和 年 月 日
受診や相談した医療機関(病院名)	
解熱・症状が軽快した日	令和 年 月 日
学校を欠席した期間 ※学校長が指示する出席停止期間 と必ず一致するものではありません	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
備考	自宅の検査等で新型コロナウイルス感染症と判明した場合は、先に学校へご相談ください。

出席停止期間(学校保健安全法施行規則)

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (発症の翌日を1日目と考える)

上記の通り、医師の指示に従い学校を欠席(自宅療養)したことを報告します。

滋賀県立信楽高等学校長様

令和 年 月 日

保護者氏名

印

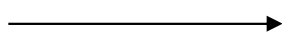
自署の場合は不要

※以下の書類がある場合は添付して提出をお願いします。

受診がわかる書類(お子さまの名前が記されている領収書のコピー・薬手帳のコピーなど)

ここから下は学校が記入します

回覧



担任	学年主任	保健室	教務	教頭	校長

最終教務部保管

◎校長の判断後、教務が記入し、決定した出席停止期間を担当に連絡する。

出席停止期間 月 日() ~ 月 日()

校長の判断後教務が記入

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と学校保健安全施行規則で定められました。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

下の表を見て、確認し自宅療養をしてください。

	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後1日目に 解熱した場合	発熱等の 症状あり	症状軽快 0日目	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後2日目に 解熱した場合	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快 0日目	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後3日目に 解熱した場合	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快 0日目	軽快後 1日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後4日目に 解熱した場合	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快 0日目	軽快後 1日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後5日目に 解熱した場合	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快 0日目	軽快後 1日目	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

○新型コロナ感染の可能性がある場合は、まず、受診しようとする病院に電話をかけ、診察していただけるか確認をしてください。

受診病院がわからない場合は、下記に問合せしてください。滋賀県のHPでも確認できます。

症状	相談窓口	電話番号	対応時間
発熱・のどの痛みなどの 症状がある場合	受診・相談センター	077-528-3621	毎日24時間
自宅療養中に体調悪化等が あった場合	自宅療養者等 支援センター	077-574-8560	毎日24時間

○登校後の注意

周りの人への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの人へうつさないよう配慮しましょう(厚生労働省HPより)

この用紙は、自宅療養後登校が可能になった時に保護者が記入し、お子さまから担任へご提出ください。